

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する人事記録及び同社の回答から、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和43年3月21日にA社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社は、「申立人の異動日は昭和43年3月21日であったと思われるが、A社における資格喪失日は、同年4月1日として届け出るべきであった。」と回答していることから、申立人の同社における資格喪失日を昭和43年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年2月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資格喪失日を誤って届け出て、昭和43年3月の保険料を納付していないと思われる。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)

は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年7月までの期間及び2年10月から3年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年7月まで
② 平成2年10月から3年5月まで

私は、昭和62年11月頃にA県B区役所で国民年金の加入手続を行った後、結婚した平成元年4月から、妻が夫婦の国民年金保険料を納付していた。

妻の保険料は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年11月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人がA県B区役所で加入手続を行った際に受け取ったとする年金手帳には「平成」の元号が印刷されている上、オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の平成4年8月頃に払い出されたものと推認できる。

また、申立人は、結婚した平成元年4月以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと主張しているが、オンライン記録から、申立期間当時の妻の保険料は現年度納付されているところ、申立人の申立期間①直後及び申立期間②直後の保険料はそれぞれ過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を受け取ったことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人の手帳記号番号払出時点で、申立期間①のうち、平成2年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間後にも未納期間が散見されること、申立期間の保険

料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無いことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から 63 年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間中は、A社B支社にパート職員として勤務し、同社からの給与の入金記録がある預金通帳を所持しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳及び申立人が氏名を記憶している元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B支社は、「資料が無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、A社B支社は、「当社が保管する『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書』及び申立人に係る『社会保険被保険者台帳（支社用）』において、申立人が昭和 63 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるので、申立人の申立てどおりの届出は行っていない。」と回答しているところ、当該通知書及び被保険者台帳の資格取得年月日は、オンライン記録において確認できる申立人の同社B支社における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
A町（平成 17 年 4 月 1 日、B市と合併）役場に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まではA町役場C課で臨時職員として勤務し、同年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までは同役場の臨時職員の身分のまま、D高等学校A分校の事務職員として勤務した。」としているところ、B市役所が保管するA町長（当時）がE県町村職員退職手当組合長に提出した申立人に係る職員就職報告書には、「S42.9.18より臨時として採用」と記載されている上、同市役所は、「申立人は、昭和 42 年 9 月 18 日にA町役場において臨時職員として採用されたと思われる。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶しているA町役場の元職員二人は、「申立人は、昭和 42 年頃から 43 年 10 月頃までA町役場に勤務していた。時期は覚えていないが、その後、同役場に籍を置きD高等学校A分校に勤務したと思う。」、「勤務期間は覚えていないが、申立人は、A町役場C課の臨時職員として勤務し、その後、D高等学校A分校の事務を行っていた。」とそれぞれ回答している上、B市役所は、「当所が保管するA町役場の臨時的任用職員に係る起案文書及び辞令簿から、申立人が昭和 43 年 4 月 1 日からD高等学校A分校に勤務した以降も、同役場から申立人に対して給与が支給されていたと思われる。」と回答しており、これらのことから、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月 18 日からA町役場において勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A町役場は昭和 46 年 4 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B市役所は、「資料が無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。